

令和8年度

三河港コンテナ物流

トライアル助成金制度

こちらからも
詳細をご覧ください



助成金制度の概要

三河港の定期航路を利用して試行的にコンテナ貨物の輸移出入を行う荷主に対して**対象費用の50%**を助成

トライアル輸送がモーダルシフトに該当する場合は、**対象費用の75%**を助成

制度の変更点（令和8年度改正）

○助成対象期間の拡充及び申請方法の変更

助成対象期間：令和8年1月1日～12月31日までに輸移出入を完了した
コンテナ貨物輸送事業を対象

申請方法変更：事業実施前の審査方法から事後申請制へ変更

○助成上限額を50万円→100万円/1事業へ引き上げ

○危険物コンテナ物流に係る取り扱いを拡充

トライアル輸送の貨物が危険物コンテナに該当する場合は対象経費の75%
を助成

申請期限：令和9年2月26日まで

助成金制度の概要については裏面をご覧ください

【お問合せ先】 三河港振興会 事務局
豊橋市神野心頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172
E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

令和8年度 三河港コンテナ物流トライアル助成金制度概要

【用語の定義】

荷主	船荷証券に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有する事業者（フォワーダーを含む）
定期航路	三河港における定期コンテナ航路であって、港湾管理者が定期航路と認めた航路（外貿・内貿コンテナ航路及び国際フィーダーコンテナ航路）
トライアル輸送	定期航路又は今後の定期化を前提としたコンテナ航路を利用して、国内他港とのコスト比較やリードタイム、荷役環境などの検証を目的として実施する輸送実験
モーダルシフト	トラック、鉄道など船舶以外の方式で行われている貨物輸送を船舶による貨物輸送に転換すること
危険物コンテナ	危険物を収納して輸送または貯蔵するためのコンテナであり、消防法、IMDGコード等の関係法令に基づき、その構造、表示及び安全性が規定されたもの

【助成制度の概要（詳細は「三河港コンテナ物流トライアル助成金制度実施要綱」をご確認ください）】

対象	次に掲げる要件を全て満たすトライアル輸送。 ①荷主にとって新たな貨物の輸移出入又は荷主にとって新たな仕向港若しくは仕出港との輸移出入。 ②定期航路の利用により、貨物量の増加、コスト・リードタイムの削減、環境負荷低減、BCP対応など物流面の改善が見込まれること。 ③三河港振興会からのヒアリング等の結果により、三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進に資すると認められること。 ④金属くず・再利用資源を除くコンテナ貨物であること。
助成額	1 荷主あたり3回までのトライアル輸送を1事業とし (1) モーダルシフト及び危険物コンテナに該当するトライアル輸送は、補助対象経費の75% (2) モーダルシフト及び危険物コンテナに該当しないトライアル輸送は、補助対象経費の50% ※1事業当たりの限度額は100万円（1,000円未満の端数切り捨て）
対象費用	トライアル輸送に要する経費（海上運賃、国内輸送費、国内荷役費用、通関等諸費用、輸移出入に係る諸手続き費用） ※各経費に対する消費税は対象外
対象期間	令和8年1月1日～令和8年12月31日までに輸移出入を完了したコンテナ貨物輸送事業
申請期間	令和9年2月26日まで（事業完了後申請） ※申請後、三河港振興会からのヒアリングを受けてください。 ※予算に限りがあるため、申請期間終了を待たずに受付終了する場合あり
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業認定申請書、支払実績報告書及び必要書類を提出（様式は当会HPよりダウンロードができます） 申請後に三河港振興会からのヒアリングを実施します。 【申請書送付先：mppa@swan.ocn.ne.jp（事務局宛）】

※申請時の押印不要、電子データ（Eメール）による申請も可能

【三河港に関する情報】

三河港振興会

検索

URL：https://www.port-mikawa.jp/